

一類感染症に係る患者及び検体の搬送における警察の協力について

検疫所、保健所等が一類感染症の患者や検体を搬送する際、警察の協力を得られるよう、厚生労働省から警察庁へ通知にて依頼している（平成 26 年 10 月 30 日付け健感発 1030 第 1 号、食安企発 1030 第 2 号、食安検発 1030 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬食品局食品全部企画情報課長、医薬食品局食品全部企画情報課検疫所業務管理室長通知）。

今般、当該通知について、以下の 3 点の内容を加える方向で警察庁と調整中。

- 一類感染症の患者の搬送に際して、検疫所、保健所等からの求めに応じ、警察車両による緊急走行での先導支援等を行うこと。
- 一類感染症の検体の搬送に際して、検疫所、保健所等からの求めに応じ、警察車両の緊急走行により行うこと（検疫所、保健所等の担当職員が同乗）。
- 一類感染症のうち、ペスト以外の検体は国立感染症研究所村山庁舎に、ペストの検体は同戸山庁舎に搬送すること。